

## 美浜町ファミリーシップ制度運用に係る「よくある質問」(Q & A)

### Q なぜ、愛知県ファミリーシップ宣誓制度を町でも活用可能とするのですか。

A 愛知県ファミリーシップ宣誓制度を本町においても活用可能とすることにより、町民や事業者の皆様、性的少数者などの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指していきます。

### Q なぜ、美浜町独自の宣誓制度を制定しないのですか。

A 愛知県内では、ファミリーシップ又はパートナーシップ制度を導入する自治体が増えてきており、今後もこの動きは広がっていくと思われま

す。一方で、地元の役場等では申請がしにくいと感じる方もいることや、県内の導入自治体間で引っ越しをするケースであって、導入自治体同士で連携協定を締結している場合でも、自治体間で宣誓(届出)の要件が異なる場合、継続の申告ができない場合があるなど、宣誓制度等を利用される方に御不便や混乱を生じさせる可能性もあると考えております。

こうした中で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度は、県単位でパートナーや子ども等との関係性を示すものとなります。

同宣誓制度で県内自治体の行政サービスが活用できる自治体が増えることで、引っ越しの際に必要な継続の申告や自治体間で制度が異なることにより制度が使えなくなるなどがなくなり、制度の導入目的である、当たり前前利用が当たり前前利用できる、そして、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現に達成することができると考えます。

そのため、本町では、独自の宣誓制度等は制定せず、愛知県ファミリーシップ宣誓制度による受理証明書により、本町行政サービスでご活用いただけることとしました。

### Q 愛知県ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度の違いは何ですか。

A 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続などの財産上の権利や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、愛知県ファミリーシップ宣誓制度は、愛知県が要綱に基づき独自に実施するもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

その他、対象となる方や詳細な手続き方法については、愛知県へお問

い合せください。

**Q 愛知県ファミリーシップ宣誓制度による受理証明書で、美浜町のどのような行政サービスが利用できますか。**

A 利用可能となる行政サービスについては、別紙「美浜町の行政サービス一覧表」をご覧ください。

**Q 愛知県のファミリーシップ宣誓制度による受理証明書を美浜町で活用した場合でも、プライバシーは守られますか。**

A 公務員には守秘義務が課せられていますので、御安心ください。

**Q パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。**

婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約を結ぶ方法があります。詳しくは公証人役場へお問い合わせください。